

亀山市告示第193号

中小法人等向け亀山版持続化給付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年11月20日

亀山市長 櫻井 義之

中小法人等向け亀山版持続化給付金交付要綱の一部を改正する告示

中小法人等向け亀山版持続化給付金交付要綱（令和2年亀山市告示第114号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号前段中「30パーセント以上」を「15パーセント以上」に改め、同号後段中「申請を行う日の属する月の前月」を「同年12月」に、「30パーセント以上」を「15パーセント以上」に改める。

第5条第1項中「令和3年1月15日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。